

U・Iターンを
応援!!

空き家活用促進事業

●住宅改修費と残存家財の処分費の一部を助成します●

U・Iターン者又は空き家所有者(U・Iターン者を入居させるために、空き家を活用しようとする者)等が定住を目的に大田市空き家情報登録制度(空き家バンク制度)に登録のある空き家を改修する場合の改修費用と残存家財の処分費の一部を助成します。

◆対象事業内容 次のすべてに該当するものが対象です。

1. 空き家の改修は、その内容が住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、または設備の改善であること。
2. 空き家の残存家財の処分は、その内容がU・Iターン者への空き家の活用のために行う処分であること。
3. 空き家の改修及び残存家財の処分を代行業者に委託する場合は、市内に事務所を有する法人または個人事業者が行うものであること。

◆補助対象者 次のいずれかに該当する人です。 ※大田市税等を滞納していない方に限ります。

1. 定住の意思を持って居住する新築又は中古の住宅を取得し又は賃貸住宅へ入居をするU・Iターン者(既に大田市に転入している場合は、補助金の交付申請時に転入してから180日を経過していない者)
2. 空き家の所有者、地域自主組織、自治会等、又はNPO法人(上記1に該当する者を入居させる場合に限る)

※ 過去にこの補助金の交付を受けていない空き家に限ります。

※ 過去に本人または世帯員がこの補助金の交付を受けている場合は対象となりません。

※ U・Iターン者で改修または家財の処分後に転入しようとする場合は補助金交付後180日以内に転入が必要です。

※ 改修や家財の処分後 5 年未満で住宅を売却や取り壊し、転居した場合は補助金の返還が生じることがあります。

※ 空き家活用希望者(空き家所有者)が売買希望の場合は家財の処分のみ対象です。

事前に申請が必要です!!

補助対象額	補助率	適用
空き家の改修に要する経費で、その額が50万円以上であること。(消費税を除く。また、他の補助制度による補助金等の額を除く。)	対象経費の 2分の1以内	上限100万円
空き家の残存家財の処分に要する経費で、その額が5万円以上であること。(消費税を除く。また、他の補助制度による補助金等の額を除く。)		上限15万円

※予算の範囲内での助成となります。予算がなくなり次第、終了です。

【お問い合わせ】 大田市役所政策企画部まちづくり定住課
電話 0854-83-8029 FAX0854-82-5885
Eメール teijyu@city.ohda.lg.jp